

○静岡市監査基準

令和2年3月31日

監査委員告示第1号

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 一般基準（第6条—第10条）

第3章 実施基準（第11条—第17条）

第4章 報告基準（第18条—第22条）

第5章 雑則（第23条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第198条の4第1項の規定に基づき、法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（以下「監査等」という。）に関し、監査委員のよるべき基本事項を定めるものとする。

（監査等の目的）

第2条 監査等は、市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率かつ効果的な実施を確保することにより、市の行財政運営の健全性及び透明性の確保に寄与し、もって市民の福祉の増進及び市政への信頼確保に資することを目的とする。

（監査等の基本方針）

第3条 監査委員は、違法又は不当な行為に対する指摘にとどまらず、指導的観点に立って監査等を実施し、もって市の行政の適法性、効率性、経済性及び有効性の確保に資するものとする。

2 監査委員は、監査等を行うに当たっては、市の業務に対する意見又は法第199条第10項に基づく市の組織及び運営の合理化に資するための提言を積極的に行うものとする。

3 監査委員は、監査等について、相互に有機的に連携して行われるよう調整し、実施するものとする。

4 監査委員は、自ら入手した証拠等に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会及び市長又は関係する行政委員会等（以下「市長等」という。）に提出する。

（倫理規範）

第4条 監査委員は、高潔な人格を維持し、いかなる場合も信義にのっとり誠実な態度を保持するものとする。

2 監査委員は、常に、独立かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払って監査等を実施するものとする。

3 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 監査委員は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、第2条の目的を果たすため、自らの能力の向上及び知識の蓄積を図り、常に自己研さんに努めるものとする。

(適用)

第5条 監査等のうち、次に掲げるものについて次章から第4章までの規定を適用する。

(1) 財務監査（法第199条第1項の規定による監査をいう。）

(2) 行政監査（法第199条第2項の規定による監査をいう。）

(3) 財政援助団体等に対する監査（法第199条第7項の規定による監査をいう。）

(4) 例月現金出納検査（法第235条の2第1項の規定による検査をいう。）

(5) 決算審査（法第233条第2項又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定による審査をいう。）

(6) 基金の運用状況審査（法第241条第5項の規定による審査をいう。）

(7) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定による審査をいう。）

(8) 内部統制評価報告書審査（法第150条第5項の規定による審査をいう。）

2 前項第1号の財務監査は、法第199条第4項の規定に基づく定期監査又は同条第5項の規定に基づく随時監査として実施する。

3 第1項各号に掲げるものを除く監査等については、法令の規定に基づき、かつ、この基準の趣旨に鑑みて実施するものとする。

第2章 一般基準

(監査等の実施)

第6条 監査委員は、監査等の対象に係るリスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）を識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、効果的かつ効率的に監査等を実施するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、市長が行う内部統制の整備及び運用状況の有効性を考

慮した上で総合的に判断し、監査等を行うものとする。

(報告の徴取)

第7条 監査委員は、法第243条の2第10項(地方公営企業法第33条の2において準用する場合を含む。)の規定により、指定公金事務取扱者に対する検査について、会計管理者又は公営企業管理者に対して報告を求めることができる。

2 監査委員は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第168条の4第3項又は地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の5第3項の規定により、指定金融機関等に対する検査の結果について、会計管理者又は公営企業管理者に対して報告を求めることができる。

(監査調書の作成及び保存)

第8条 監査委員は、年間監査計画及び実施計画(以下「監査等の計画」という。)並びにこれに基づき実施した監査等の結果及び関連する証拠を監査調書として作成し、静岡市公文書管理規則(平成15年静岡市規則第14号)及び静岡市公文書管理規程(平成15年静岡市訓令第5号)に定められた文書保存期間に応じて適切に保存するものとする。

(情報管理)

第9条 監査委員は、監査等において入手し、又は作成した情報が意図せず外部に流出しないよう、情報管理を徹底するものとする。

2 監査委員は、監査等において入手した個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)、静岡市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年静岡市条例第9号)及び静岡市監査委員の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規程(令和5年静岡市監査委員告示第1号)に基づき適切に取り扱うものとする。

(令5監委告示2・一部改正)

(品質管理)

第10条 監査委員は、監査等がこの基準に準拠して適切に実施されるために必要な品質管理の方針及び手続を定めるものとする。

2 監査委員は、前項の品質管理の方針と手続に従い、監査等が適切に実施されていることを定期的に評価するものとする。

3 監査委員は、監査等の全ての過程において、監査委員に関する事務を補助する職員を適切に監督し、指導するものとする。

4 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務がこの基準にのっとりて遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、

自らの専門能力の向上及び知識の蓄積を図るよう研さんに努めさせるものとする。

第3章 実施基準

(合理的な基礎の形成)

第11条 監査委員は、監査等の実施に当たり、十分かつ適切な監査等の証拠を入手して、監査等の結果及び意見の合理的な基礎を形成するものとする。

(監査等の実施方針及び計画の策定)

第12条 監査委員は、市を取り巻く内外の環境、議会の動向、市長の市政に対する理念及び方針、リスク管理体制及び内部統制体制等のガバナンスの状況、情報技術の利用状況、過去の監査結果に対する措置の状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査等の方向性及び重点項目等についての実施方針を策定するものとする。この場合において、当該実施方針は、環境等の変化に応じて適宜見直すものとする。

2 監査委員は、前項の実施方針に基づき、監査等を効果的かつ効率的に実施することができるよう、監査等の計画を策定するものとする。

3 監査委員は、年間監査計画の策定に当たっては、リスクの内容及び程度、過去の監査結果に対する措置の状況、監査資源等を総合的に勘案した上で、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 実施予定の監査等の種類及び対象
- (2) 監査等の対象別実施予定時期
- (3) 監査等の実施体制
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認める事項

4 監査委員は、実施計画の策定に当たっては、監査等の対象に係るリスクの内容及び程度を検討した上で、その程度に応じて体系的に次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 監査等の種類
- (2) 監査等の対象
- (3) 監査等の着眼点
- (4) 監査等の主な実施手続
- (5) 監査等の実施場所及び日程
- (6) 監査等の担当者及び事務分担
- (7) 前各号に掲げるもののほか、監査等の実施上必要と認める事項

(監査等の計画の変更)

第13条 監査委員は、監査等の計画の前提として把握した事象若しくは環境等が変化した場合

又は監査等の実施過程で事前のリスク評価に重大な影響を与えるような新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜監査等の計画を変更するものとする。

(監査等の手続)

第14条 監査委員は、十分かつ適切な監査等の証拠を入手できるよう、監査等の対象に係るリスクの内容及び程度並びに内部統制の整備及び運用状況の有効性を考慮して、実施すべき監査等の手続を定めるものとする。

2 監査委員は、監査等の結果及び意見を決定するに足る合理的な基礎を形成するため、監査等の手続を定めるに当たっては、有効性、効率性、経済性及び合規性に着目するとともに、実在性、網羅性、権利及び義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性並びに表示の妥当性について考慮するものとする。

3 監査等の手続は、試査（監査等の対象となっている事項の一部を抽出して調査し、その結果によって、全体の正否又は適否を推定することをいう。）又は精査（監査等の対象となっている事項を全部にわたり精密に調査し、その正否又は適否を明らかにすることをいう。）によるものとし、監査等の実施の結果、異常の兆候を発見した場合その他必要と認めるときは、監査等の手続を追加して実施するものとする。

4 監査委員は、監査等の実施の結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合若しくは不正の兆候若しくは事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して十分かつ適切な監査等の証拠を入手し、結果に関する報告等の合理的な基礎を形成するものとする。

(実施すべき監査等の手続の適用)

第15条 監査委員は、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査等の証拠を入手するため、実査、立会い、確認、証憑^{ひょう}突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法について、得られる証拠力の強弱及びその容易性を勘案して適宜これらを組み合わせる等の方法により、最も合理的かつ効果的となるよう選択の上、実施すべき監査等の手続としてこれらの手法を適用するものとする。

(監査専門委員の選任並びに他者情報の利活用及び調整)

第16条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

2 監査委員は、監査等の実施に当たっては、法第199条第7項に規定する財政援助団体等の監査役及び監事、外部監査人等と必要に応じて連携の上情報収集を図り、効果的かつ効率的な監査等の実施に努めるものとする。

- 3 監査委員は、前項に規定する者から得た情報を利活用する場合には、それらの品質管理の状況等に基づく信頼性の程度を勘案して、利活用する程度及び方法を決定するものとする。
- 4 監査委員は、学識経験者から意見を聴く等、専門家の業務を利活用する場合には、専門家としての能力及びその業務の客観性を評価し、その業務の結果が監査等の証拠として十分かつ適切であるかどうかを検討するものとする。
- 5 監査委員は、外部監査人との間で、相互の監査の実施に支障を来たさないよう配慮するものとする。

(弁明、見解等の聴取)

第17条 監査委員は、原則として、監査（第5条第1項第1号から第3号までに掲げる監査をいう。次条、第20条及び第21条において同じ。）の結果に関する報告の決定の前に、監査の対象部局等の長から弁明、見解等を聴取するものとする。

第4章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の提出等)

第18条 監査委員は、監査又は検査（第5条第1項第4号に掲げる検査をいう。）を終了したときは、その結果に関する報告を議会及び市長等へ提出するものとする。この場合において、監査の結果に基づいて、必要があると認めるときは、結果に関する報告に添えて提言を提出することができる。

- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告のうち、特に措置を講ずる必要があると認める事項については、勧告することができる。
- 3 監査委員は、審査（第5条第1項第5号から第8号までに掲げる審査をいう。第20条において同じ。）を終了したときは、意見を市長に提出するものとする。
- 4 監査委員は、監査若しくは検査の結果に関する報告及び提言又は審査の意見（以下「監査報告等」という。）の提出に当たり、市民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めるものとする。

(監査報告等の内容)

第19条 監査報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 監査等がこの基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点
- (5) 監査等の主な実施内容

- (6) 監査等の実施場所及び日程
 - (7) 監査等の結果
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項
- 2 前項第7号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
- (1) 財務監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
 - (2) 行政監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
 - (3) 財政援助団体等監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。
 - (4) 例月出納検査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること。
 - (5) 決算審査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること。
 - (6) 基金運用審査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、市長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。
 - (7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること。
 - (8) 内部統制評価報告書審査 市長が作成した内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為によって得られた知見に基づき、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検証を行い審査した限りにおいて、内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であること。
- 3 第1項第7号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点に

において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- 4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合は、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。
- 5 監査委員は、内部統制評価報告書審査において、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されていないと認める場合及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていないと認める場合は、その内容を記載するものとする。
- 6 監査委員は、重大な制約等により重要な監査等の手続を実施できず、監査等の結果を決定するための合理的な基礎を形成することができなかつた場合には、必要に応じて監査報告等にその旨、内容及び理由等を記載するものとする。

(監査委員の合議)

第20条 次に掲げる監査報告等の決定は、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の決定
 - (2) 監査の結果に関する報告に添える提言の決定
 - (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
 - (4) 審査に係る意見の決定
- 2 監査委員は、前項第1号の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、同項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会及び市長等に提出するとともに公表するものとする。

(監査報告等の公表)

第21条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員（除斥その他の事由により監査等を実施しなかつた監査委員を除く。）の連名で速やかに公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える提言の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の報告等)

第22条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から措置の内容の通知を受けたときは、当該措置の内容を公表するものとする。

- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧

告をした者に対し、適宜、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

第5章 雑則

(雑則)

第23条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、監査委員が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和2年4月1日から施行する。

(旧告示の廃止)

2 静岡市監査基準（平成29年静岡市監査委員告示第1号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この基準は、この基準の施行の日以後に実施する監査等について適用し、同日前に実施した監査等については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月31日監委告示第2号）

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年5月8日監委告示第1号）

この基準は、公布の日から施行する。